



日曜日に市役所で転入・転出の手続きができます

日時 3月23日(日)・30日(日)、4月6日(日)
8:30~17:15

場所 本庁市民課
因島総合支所市民生活課

業務内容

- ◆住民異動届(転入・転出・転居・世帯主変更等)
 - ◆証明書等(住民票・印鑑登録・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書等)
 - ◆戸籍届(戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります)
 - ◆パスポート受取(パスポートの申請はできません)
 - ◆住民基本台帳カードの申請・受取
 - ◆埋火葬許可申請(死亡届出時に許可証をお渡しします)
 - ◆所得に関する証明(納税及び資産に関する証明は除きます)
- ※他機関との連絡が必要な手続きや、戸籍届出後の戸籍証明、住民基本台帳カードの即時発行、電子証明書等、取

り扱いができないものがあります。
※住民異動届に伴う年金・国民健康保険等の手続きは、後日担当課でお願いします。

※不明な点は事前にお問い合わせください。

☎市民課(☎0848-25-7102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)

毎週金曜日は午後7時まで戸籍、住民票、印鑑、所得証明を発行しています

場所 本庁市民課
因島総合支所市民生活課

業務内容 戸籍、住民票、印鑑、所得証明書の発行、パスポートの受取など
※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-25-7102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-25-7172)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

4月1日(火)から、過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。
※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

☎☎三原年金事務所
(☎0848-63-4111)
保険年金課(☎0848-25-7135)

■料金表示のないものは参加無料です。☎電話

☎ファックス

☎電子メール

☎ホームページ

☎申込先

☎問い合わせ先

軽自動車税

軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、その年の4月1日の所有者に課される税金です。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃車等によりすでに車をお持ちでない人は、お早めに廃車手続きをしてください。

車種ごとの廃車手続き・問い合わせ先は次のとおりです。

車種	手続き・問い合わせ先	備考
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	市民税課(☎0848-25-7213) ※市役所本庁および各支所	※廃車申告の際は、必ず印鑑を持参し、標識と標識交付証明書を返納してください。
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会 広島主管事務所福山支所 (☎084-934-4887)	※車両の廃車手続きとあわせて、軽自動車税を止める手続きを忘れずに行ってください。 詳しくは、直接お問い合わせください。
軽二輪(125ccを超え250ccまで)	広島県軽自動車協会 福山支所(☎084-933-2194)	
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	広島運輸支局福山自動車検査登録事務所 (☎050-5540-2069[自動音声案内])	

平成26年度軽自動車税の減免(身体障害者等)

身体障害者等、各種障害者手帳の交付を受けている人で等級など一定の要件に該当する場合には、軽自動車等(普通自動車等を含む)1台の税金が免除されます。また、構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車(自動車検査証で確認がとれるもの)も対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

■初めて申請する人(窓口で申請)

期間 4月1日(火)~5月26日(月)※期限厳守。

場所 市民税課、因島瀬戸田市民税係(因島総合支所内)

持参物 身体障害者手帳等(原本)、印鑑(認印で可)、
運転免許証、自動車検査証

※手帳の種類や等級によっては対象とならない場合もあります。
※生計を一にしている家族が所有している車両で、専ら障害者本人の通院・通所等に使用するものも対象となる場合があります。

■現在減免の適用を受けている人

3月上旬に送付した現況報告書を、3月25日(火)までに提出してください。

☎市民税課(☎0848-25-7213)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

障害年金受給等で国民年金保険料の法定免除を受けている人へ

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている人について、4月1日(火)から保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせて利用できるようになります。

〒三原年金事務所(☎0848-63-4111)
保険年金課(☎0848-25-7135)

70から74歳の人の医療費の自己負担割合のお知らせ

70から74歳の人の自己負担割合は、特例措置により法律上の2割から1割負担とされていましたが、4月1日(火)からこの特例措置が見直されることになりました。

新たに70歳になる人(昭和19年4月2日以降に生まれた人)の自己負担割合は、70歳の誕生日の翌月(1日に生まれた人は誕生日の月)より、3割から2割になります。

ただし、既に70歳になっている人(昭和19年4月1日以前に生まれた人)の自己負担割合は4月以降も引き続き1割に据え置かれます。

※現役並み所得者の自己負担割合は、引き続き3割のままで変更ありません。

※所得区分の見直しが行われる8月に、自己負担割合が変更になる場合があります。

☎保険年金課(☎0848-25-7142)

清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

引越しごみは直接持ち込みしてください

引越しなどで一時的な多量ごみは、ごみステーションには出せません。直接、ご自分で次の施設へ分別して持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

※受付時間や処理できないものがありますので、持ち込む前にお問い合わせください。

①尾道市クリーンセンター	☎清掃事務所	☎0848-48-2900
②御調清掃センター	☎清掃事務所	☎0848-48-2900
③向島クリーンセンター	☎清掃事務所	☎0848-48-2900
④因瀬クリーンセンター	☎南部清掃事務所	☎0845-24-0432
⑤因島リサイクルセンター	☎南部清掃事務所	☎0845-24-0432
⑥瀬戸田名荷埋立処分地	☎南部清掃事務所瀬戸田分所	☎0845-27-0454

引越しのときはごみ分別ルールを確かめてください

他の市町村から引越しされる方は、転入手続の窓口で分別ガイド等の資料を受け取り、ごみの分け方・出し方・収集日を確認してください。また、市内でも地域によって分け方・収集日が異なることがありますので、市内での転居の場合もご注意ください。

※マンション・アパート・寮などの管理者は、入居者に周知徹底してください。

☎尾道地域・御調町・向島町 清掃事務所

☎0848-48-2900

因島地域 南部清掃事務所

☎0845-24-0432

瀬戸田町 南部清掃事務所瀬戸田分所

☎0845-27-0454

3月21日(祝)、火金がもやせるごみの収集地域のもやせるごみを収集します。※ごみの持込受付はありません。

尾道地域のマンション・アパート・寮などの管理者へお知らせ

資源物収集日、特別収集日・休日受付日のカレンダーを清掃事務所で配布しますのでお越しく下さい。収集日を入居者に周知徹底してください。

カレンダー準備の都合がありますので、事前に清掃事務所へご連絡ください。

休日のごみ持込受付は「3月23日(日)8:30～12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷埋立処分地 (※生ごみを除く)	☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454/当日☎0845-27-4810)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00～16:30 / 月・祝日休館

3 / 22(土) 3 / 28(金)		出張販売&リサイクル教室「春の小物をつくろう」 費用:350円、持参物:裁縫道具 (リサイクル教室 10:00～) 3 / 22(土)9:00～12:00 ええじゃん尾道(東尾道) 3 / 28(金)9:00～12:00 ゆきひろメイト店
3 / 16(日) 13:30～	イスの布カバー張り替え・自転車かんたん修理教室 費用:100円(イス)実費(自転車)、定員:各5人、持参物:張り替え用布(イス)修理用自転車(自転車)など	出張販売&リサイクル教室「端午の節句の飾りをつくろう」 費用:350円程度、持参物:裁縫道具 (リサイクル教室 向島・御調10:30～、因島・瀬戸田13:15～) 4 / 5(土)10:00～15:00 市民センターむかいしま 4 / 8(火)10:30～15:00 因島総合支所前駐車場 4 / 9(水)10:30～15:00 瀬戸田市民会館前駐車場 4 / 11(金)10:00～15:00 道の駅クロスロードみつぎ
3 / 26(火) 13:30～14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 費用:無料、定員:10人、持参物:米のとぎ汁(活性液)	
3 / 27(木) 10:15～14:00	グラニーバッグをつくろう 費用:1,000円、定員:10人、持参物:裁縫道具、昼食	
3 / 27(木)・4 / 3(木) 13:30～15:00	ダンボールで生ごみを堆肥にしよう 費用:600円、定員:20人、持参物:ダンボール2個	3 / 25(火)～ 4 / 6(日)
4 / 8(火) ～20(日)	春のリサイクルセール	4 / 6(日) 10:00～15:00
		制服まつり～寄贈をお願いします～ まだ使えるが、卒業、サイズがあわなくなったなどの理由で着なくなった、制服、体操服がありましたら寄贈をお願いします。
		フリーマーケット～出店者募集～ 出店料:1区画1,000円、募集店数:10店

4月1日(火)から各種施設の使用料や手数料等を改定予定です

4月1日(火)から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、水道料金や下水道料金をはじめ各種施設の使用料や手数料等を改定する予定です。

皆様のご理解をお願いします。

○改定される主な使用料等

上水道使用料、下水道使用料、駐車場使用料、港湾施設使用料、し尿収集手数料など

※詳しくは各担当課へお問い合わせください。また、広報おのみち4月号でもお知らせします。

☎財務課(☎0848-25-7322)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

■固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格とを比較し、評価が適正かどうか確認できる制度です。

縦覧期間 4月1日(火)～6月2日(月) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 資産税課(本庁2階)

因島瀬戸田資産税係(因島総合支所2階)

縦覧できる人 固定資産税の納税者、その代理人

■固定資産税課税台帳の閲覧

本人の所有する資産は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により確認ができます。縦覧期間中は無料です。

閲覧場所 資産税課、因島瀬戸田資産税係、各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎)、向東連絡所

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者、その代理人

【共通事項】

必要なもの 公的な本人確認書類、法人の場合は法人代表者印、代理人の場合は委任状

※平成26年度固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月中旬に発送予定です。第1期の納期限は、6月2日(月)です。

☎資産税課

(☎0848-25-7162・0848-25-7164)

因島瀬戸田資産税係

(☎0845-26-6228)

より良い景観づくりのために

●屋外広告物(看板)を出すときは許可申請が必要です。

Q 屋外広告物とはどのようなものですか。

A 屋外広告物法では、「①常時または一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるもので④看板・立看板・はり紙・広告塔・建物や工作物に掲出・表示されたものなど」となっています。①から④の要件を満たしていれば、営利目的の可否を問わず、屋外広告物になります。また、文字以外にも企業のロゴマークや写真・イラストなども含まれます。

○屋外広告物を設置するときは、あらかじめ申請をしてください。

○申請をするときは、屋外広告物の表示面積に応じて申請手数料がかかります。

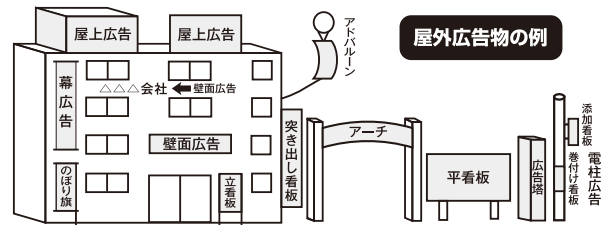
○許可期間は1年以内です。期間が終わった後も継続して設置する場合は新たに申請が必要です。

※詳しくはお問い合わせください

☎まちづくり推進課 (☎0848-25-7222)

因島総合支所施設管理課(☎0845-26-6202)

瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2213)



屋外広告物の例

消費生活相談ファイル 賃貸住宅の敷金返還トラブル

◀相談内容▶ 学校を卒業し就職するために住んでいたアパートを退去したが、ベッドを移動させるときに床を傷つけていた。家主は一部だけ張り替えるとバランスが悪いので、全面張り替えると言い、費用として50万円を請求してきた。支払わないといけなのだろうか。

◀アドバイス▶ 相談者には、下記国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について説明し、ガイドラインでは床の修理の場合、平方メートル単位で補修が必要な個所の補修費用を負担することになっているので、それを基本にして家主と話し合うようにアドバイスしました。敷金返還をめぐるトラブルは借主と家主、管理会社が、国のガイドラ

インを参考にしてよく話し合うことが大切です。

当事者同士の話し合いで解決できない場合には、お住まいの市町の消費生活相談窓口や県の県民相談窓口に御相談ください。また、簡易裁判所で話し合う「調停」や「少額訴訟制度」などもあります。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省、平成23年8月再改訂版)

☎ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください

☎消費生活センター

(市役所分庁舎2階 商工課内 ☎0848-37-4848)